

すべての人の「スポーツ権」を確保するための 「スポーツ基本法」制定の勧告

I. 勧告

スポーツは、すべての人の基本的権利である。命を持った存在として、すべての人間は、自分の「体」を動かすことにより行う身体活動の自由を差別なく享受し、スポーツと身体活動の価値と効果も平等に保障されなければならない。大韓民国憲法は人間の尊厳と価値および幸福追求権を保障し、平等権、身体的自由、教育を受ける権利、人間らしい生活をする権利などを規定している。憲法はスポーツの領域を例外に設定していないにもかかわらず、現行憲法が基本的人権としてのスポーツの権利、すなわち「スポーツ権 (the right to sports)」を明示的に規定していないが、上記の事項からその本源的根拠を見つけることができる。国際オリンピック委員会 (IOC : International Olympic Committee) 憲章第4条のスポーツ活動が人間の権利であり、すべての人間が人種、宗教、政治、性別などを理由に差別されず、スポーツ活動に参加できなければならないと明確に規定している。ユネスコ (UNESCO) は体育教育、身体活動、スポーツへの参加と実践がすべての人々の基本的権利であり、これにより個人、コミュニティ、社会に広範な利益を提供するとの関連憲章で明示している。欧州評議会 (Council of Europe) は、すべての人がスポーツに参加する権利を有し、スポーツ、人間の発展の重要な要素として奨励されるべきであることを明らかにしています。

しかし、体育関連のほとんどの国内法は、憲法で保障される人権の価値とスポーツ権の概念を適切に含んでいない。代表的に「国民体育振興法」は「国民体育を振興し、国民の体力を増進し、健全な精神を涵養して朗らかな国民生活を営むようにし、さらに体育を通じて国威宣揚に資すること」を目的として定めており、体育、体育人、体育団体等に関する振興政策を主に規定している。これはスポーツを国威宣揚の道具と考えている権威主義時代の体育関連法制の古い遺産として今日の韓国社会と符合していない内容である。また、既存の法令はエリート体育、学校体育、生活体育、身体障害者体育などに分けて国民を啓蒙し国家を広報するなど、国家主義的体育振興の基調を維持することに焦点を置いてきた。これにより、すべての人を対象とするスポーツの価値と理念を設定したり、エリート、学校、生活スポーツのバランスのとれたスポーツ政策を確立するために困難が多く、スポーツの多様性、自律性、民主性を実現するためにも限界が多かった。

今日のスポーツの概念は伝統的な体育の範囲よりも広い意味で理解されており、その権利の主体も国民国家単位の主権概念と結びついた「国民」にとどまらず「すべての人 (every human)」として理解されている。

また、スポーツの価値と理念も大きな変化を経験している。既存の国家主義パラダイムにおいてスポーツが強靱な肉体と健全な精神をもとに、国民が国家と社会に貢献するための道具的次元で認識されていたのに対し、今のスポーツは人間の基本的権利と多様なニーズを実現するための文化的表現媒体であると同時に、一つの目的的行為としてその概念が転換されている。すなわち、スポーツは幸福追求権、身体的自由、平等、教育権、健康権などはもちろん、環境権、安全権、労働権、共同体への参加権などの次元まで網羅する包括的概念として哲学、美学、実用的価値を内包する。何よりもスポーツは文化であり、市民が自律的民主的にスポーツ活動に参加して楽しめる制度的、文化的土台を必要とする。現代社会ではスポーツの役割と機能は、

社会と文化の広い領域に入り込んでおり、国際社会でもスポーツは肯定的人類文化の軸として理解される。後期近代的社会、文化の構造変動に加え、スポーツの意味と効用性は今後も継続的に拡張される。遅れながら韓国社会も、既存国家主義のスポーツパラダイムと人間の肉体的機能性を最優先の価値に設定していた政策の枠組みから抜け出し、未来志向のスポーツパラダイムへの転換を実現する時期である。

これは中長期的戦略と政策プログラムの策定、実行を要するだけでなく、普遍的人権の増進とすべての人のスポーツ参加の原則に基づいて、スポーツ関連法制の再構築を必要とする。

要するに、人間の「体の自由」の実現と、物理的、精神的な福利（well-being）を促進するための生活の重要な行為様式としてスポーツの新しい概念定立が必要であり、これを「スポーツ基本法」の制定の方法で表わす必要がある。新たに制定される「スポーツ基本法」は時代の変化に合わせて、すべての人のスポーツ権を明確に規定し、スポーツの様々な領域を包括する法体系を構築する必要がある。「スポーツ基本法」はスポーツを通じた個人の生活の質と幸せを促進すると同時に、スポーツの社会文化的認識の改善のためにも必要である。「スポーツ基本法」は何よりも、すべての人のスポーツ参加と享有権実現を確保するための国家と地方自治体の責務を規定し、そのために必要な国家レベルのスポーツ増進政策樹立の根拠を用意する。また、スポーツ性暴力などの人権侵害と性差別、障害差別、人種差別、年齢差別などの禁止、予防するための制度的メカニズムも、「スポーツ基本法」に記載される必要がある。スポーツ権を含む普遍的人権の価値に基づいた国民のスポーツパラダイムの転換が「スポーツ基本法」の全体条項を貫通する必要があり、その中にエリートスポーツ、学校スポーツ、生活スポーツなどの未来志向的発展の方向と重要な役割に対する均衡的叙述が要求される。

「スポーツ基本法」の制定によりスポーツ権が確立され、「みんなのためのスポーツ（Sports for All）」パラダイムが明確な法的基盤を獲得することになると、すべての個人の差別のないスポーツ参加の促進に必要な国家的支援がより体系的に実行される。現在の体育関連振興事業などの予算の確保と財政投資、政策実行も構造的に容易になるだろう。スポーツ政策は国家的レベルの支援策でなければならず、政府省庁と関係機関間の協力的業務推進が非常に重要である。これまで体育と身体活動が文化体育観光部の体育振興策、文体部の教育政策、保健福祉部の健康・福祉政策などに分離されたまま取り上げられていた限界を超えて、「スポーツ基本法」の制定を契機に省庁間の有機的な協力システムに基づいた新しいスポーツ政策ガバナンスが発展できる。「スポーツ基本法」はこれまで分散して散発的であった体育政策を体系的に整理し、統一性と一貫性を確保するとともに、スポーツの価値と理念を明確にすることで、国が責任を負うスポーツ政策の方向性を新たに提示するものだ。

法律制定のための規範的、現実的な正当性および予想される政策効果などを総合的に検討した結果、「スポーツ革新委員会」（委員長ムン・ギョンナン、以下委員会）は、従来の体育関連法令体系とその内容的限界を克服し、現段階の韓国社会の発展方向と水準に符合する国家スポーツパラダイムの構築が必要であり、そのための制度的、法的改革の核心課題として「スポーツ基本法」の制定が必要であると判断する。これに委員会は大韓民国政府と国会に以下のように「スポーツ基本法」を制定することを勧告する。

1. 「スポーツ基本法」は、スポーツに関するすべての人の権利と国家及び地方自治団体の責任を明確に定め、スポーツ政策の方向とその推進に必要な基本的な事項を規定しなければならない。

1) 法の目的に関連して、すべての人がスポーツや身体活動に自由で平等に参加し、これにより健康で幸

せな生活を営めるよう保証することを目的とするという点が明確に宣明されなければならない。

- 2) 用語の定義に関連して、従来の体育区別される拡張的概念としての「スポーツ」、そして普遍的人権の一つとしての「スポーツ権」などの新しい概念定立が必要である。スポーツ権の場合、「スポーツに関して、すべての人が享受して保証されるべき基本的権利」などと規定することができる。
- 3) スポーツが人間の尊厳、差別禁止、生命尊重の価値に基づいて、すべての人々がスポーツを通じて個人の幸福、人々との結束、地域社会と共同体と民主社会の発展、人類の文化と平和に寄与できるように基本的な理念が明記されるべきである。
- 4) スポーツと身体活動への参加の過程で、個人の選択と自律性、多様性、民主性が積極的に確保されなければならない、人権侵害や不当な差別なく、すべての人が自由に平等なスポーツを享有して福祉を享受できるようにするスポーツ政策と施策を設けることを法の基本原則として明記しなければならない。

2. 「スポーツ基本法」は憲法第 10 条（人間の尊厳と価値/幸福追求権）、第 11 条（法の前の平等/差別されない権利）、第 12 条（身体の自由）、第 15 条（職業選択の自由）、第 31 条（教育を受ける権利）、第 32 条（勤労の権利）、第 34 条（人間らしい生活をする権利）、第 36 条（保健に関する権利）等に基づくようにする。また、国際オリンピック委員会、ユネスコ、欧州評議会などのスポーツ関連憲章で定めるスポーツ権に基づくようにする。

3. 「スポーツ基本法」は、すべての人が差別なくスポーツや身体活動に参加し、その価値と利益を享受する権利を保障するために、国と地方自治体が体系的なスポーツ振興計画を策定して実施する責務があることを明記しなければならない。

- 1) 「スポーツ基本法」は、スポーツ振興策と施策を規定するにあたって、スポーツパラダイムの転換と拡張をリードする政策樹立の必要性を提示し、学校スポーツ、生活（生涯）スポーツ、エリートスポーツ及び児童・青少年、女性、障害者、高齢者、移住民などすべてのスポーツのための国家レベルの戦略と政策樹立の必要性を明示しなければならない。また、スポーツ、身体活動を促進するために、具体的に必要な政府の施策を明示するようにする。
- 2) 政府省庁と関係機関との間の有機的、協力的政策の推進が難しかった既存の政策ガバナンス体系の限界を改善するために国民のスポーツ政策とプログラムを戦略的観点から総括、調整、審議する役割を実行する（仮称）「スポーツ政策委員会」の法的な設置根拠を設け、その位相と構成および基本任務事項などを規定する。また、政府のスポーツ基本計画策定の必要性と責務を規定し、政策実施に伴う予算と財政の確保と運用の必要性を明示する。
- 3) スポーツをめぐる制度的、文化的、生態系の持続可能な発展のために、スポーツ人権機構の設置及び運営方案、スポーツ専門人材の養成、管理方案、国家レベルのスポーツ研究支援システム作り、スポーツ団体やクラブなどの公的支援策は、すべての人のためのスポーツ施設・スペースの設置と運営方案、スポーツ情報化関連施策、スポーツ産業振興政策、スポーツ関連記録物の監督管理及び活用方案、スポーツ参加者の安全に関する施策、スポーツ国際大会および国際交流関連政策等に関する情報が適切な水準と形で含まなければならない。

4.政府と国会は体育関係法令を総括する母法の形で「スポーツ基本法」を制定し、「国民体育振興法」など関連法令を改正して体育関係法の体系を合理的に整備、調整する。

II. 「スポーツ基本法」制定の必要性と目的

スポーツ革新委員会は国内のスポーツ現場で発生する性暴行と身体的暴力などの深刻な人権侵害事件に対する国民的公憤と社会改革の要求を契機に2019年2月に構成されて活動している。委員会はこれまでの活動を通じてそのような重大な人権侵害とスポーツ界のさまざまな不条理がどこから来ているのかについて詳細に検討してきた。その結果、これはスポーツ現場に蔓延した位階的権力関係と閉塞性の次元だけでなく、スポーツについての韓国社会の慣習的認識と関連法、制度の構造的欠陥と限界、そして社会的無関心などの次元に深く繋がっていることを確認した。例えば女性の視点から、スポーツが重要な権利として男性との社会的同等性を表現することができる便利なチャンネルにもかかわらず、社会的偏見と差別メカニズムのために、女性のスポーツ参加が十分増進されずにおり、これに対する国の積極的政策および支援が不十分な状況である。学校体育の場合も同様である。過度な入試競争と画一的学力評価中心の教育システムの中で、人間の動きと体育の時間の重要性を過小評価するように作られてきた。体育の時間は成長期の子どもや若者の時期に重要な「スポーツリテラシー (sports literacy)」の体得過程にもかかわらず、主要科目として考慮されずにおり、保護者も体育の時間を無視する傾向が蔓延している。障害者のスポーツが非障害者のそれと同質的に認識されないことも時代の変化に取り残された韓国社会の限界的認識といえる。障害者のスポーツアクセス権はおろか、障害者と一緒にスポーツを楽しむことへの認識自体が非常に微弱な状況だ。嬰兒・幼児期、青年期、青年期、壮年期、老年期につながるライフサイクル別スポーツはどうだろうか？スポーツを誰もが生涯にわたって楽しむことができるように国が一層注意深く、綿密に検討しサポートする必要があるが、現実はそのようではない。さまざまな集団と社会的弱者、少数者をスポーツが正しく受け入れられずにおり、これに対する国と地方自治体の責任は大きいと言える。

現代社会は急速に変化している。しかし、個人が享受すべき人権としてのスポーツ権と国家の保証責務については、これまでの私たちの社会で本格議論が行われなかった。現在の法と制度は有効期限が過ぎた条文体系にとどまっており、その時その時、韓国社会が直面した問題を打開するために急いで制定・改訂された痕跡として点綴（訳注：つづり合わさっていること）されている。今大韓民国スポーツの新しいパラダイムを積極的に模索して、具体的な実施計画を策定するときである。これは、現在の様々な革新的なニーズを満たすために、将来の必要性を先導的に表わす代案的スポーツ政策の樹立と実行を意味し、これを裏付けるための体系的、合理的な立法体系の樹立を要求する。転換期にふさわしいスポーツ法体系を確立し、現代スポーツが目指す価値と目的を明確に設定することが、より良いスポーツ文化を定着させる第一歩である。

委員会は既存の国家主義的スポーツパラダイムを構成するさまざまな政策や制度の柱について綿密な検討と熟議を通じて望ましい革新的政策と制度の改革案を連続的な政策勧告決定形態として提出している。しかし、このような政策、制度的革新を果たすためには、法的裏付けが必要であるという点で、委員会は、「スポーツ基本法」の制定の必要性を強調したい。革新の難しさはスポーツに対する社会的認識と文化の限界に起因するものもあるが、より根本的には、法と制度の限界から由来するものでもあると委員会は判断する。スポーツ技術革新は新しいパラダイムの設定と動力を必要とし、これに関連して「スポーツ基本法」の制定

は本質的に重要な課題といえる。これまで国と政府はスポーツの未来を十分に考えられなかったし、旧体制の現実に安住しており、これが現在の体育関連法令の限界を介してそのままあらわれている。委員会が「スポーツ基本法」の制定を勧告する正当性がここにある。以下では、基本法の制定の必要性を具体的に提示する。

1. 憲法の価値と精神を実装して基本権での身体活動を確保しなければならない。

1987年に改正された現行憲法の序文では、次のように指摘している。

「政治・経済・社会・文化のすべての領域において各人の機会を均等にし、能力を最高度に発揮されるようにし、自由と権利に伴う責任と義務を果たすようにし、内では国民生活の均等な向上を期し、外では恒久的な世界平和と人類共栄に貢献することで、私たちと私たちの子孫の安全と自由と幸福を永遠に確保すること（以下略）」

このような憲法の精神に基づいて、すべての個人は身体活動を含むスポーツ活動や参加において均等な機会を保障され、これらの自由と権利は国民としての責任と義務を果たすために必要な要素として認識されなければならない。これは、個人と人類の幸福を確保するために不可欠な身体的活力と健康を可能にする事案であるからである。

憲法は「身体活動」や「肉体活動」など、人間の身体活動の自由と権利を直接規定していない。しかし、憲法第12条1項は、「すべての国民は身体的自由を有する」と規定しており、これは本来、適正手続きなど不当な国家の介入と干渉からの自由を確保するために用意された規定として、包括的には人間の体のサニティ（integrity）を基にした自由な体の動きと移動、表現、イベントの自由、すなわち「身体活動」の自由と権利を内包する概念として積極的に解釈されることができるとする。憲法は政治、経済、社会、文化などをはじめとするすべての生命の領域では、人間の基本的自由と権利を保障している。憲法第10条（人間の尊厳と価値/幸福追求権）、第11条（法の前の平等/差別されない権利）、第31条（教育を受ける権利）、第34条（人間らしい生活をする権利）、第36条（保健に関する権利）などでもスポーツへの権利の概念根拠が包括的に確認される。身体は人間のすべての活動の根拠であり、これを自由に健康に保つべき必要性が当然として提起されたことにより、身体活動の国の基本権保障も必要であるとする。また、人間の身体活動とそれに伴う精神的活動は、それ自体が目的であり手段であり、その過程と結果として得られる意図、非意図的意味と効果をすべての人が享受できなければならない。これは、ある対象、条件、環境下でも差別と例外なく保証されるべきである。身体活動から派生した結果と効果は、政治、経済、社会、文化の領域で収容することが必要で、共同体の利益と結び付いて再び健全な社会文化形成のための循環の媒介として活用されることが必要である。

しかし、スポーツに関連して、身体活動の自由と権利を含めて憲法が定める基本権を包括的かつ一目瞭然に規定した法律は存在しない。体育関連の法律がこのような内容を扱っているが、基本的に憲法が提示する価値と精神を完全に具現できずにおり、国家レベルのスポーツの価値と理念を設定できていない。これは身体活動とスポーツを基本権の観点からアプローチできず、体育を身体鍛錬と余暇、国威宣揚の手段として限定的に規定したからだ。したがって、憲法の価値と精神をもとに普遍的人権としてのスポーツと身体活動の自由と権利を明確に提示する新たな立法が必要である。

2. 「スポーツ」と「スポーツ権」概念の新しい定義と法的規制を設ける必要がある。

身体活動に関連して憲法で保障して定める内容等は主に体育法で定めているが、この法律は憲法が含意する概念の内容を十分に含んでいない。「体育」と「スポーツ」はその概念の定義と範囲について多くの議論や研究が進んだが、最近では伝統的な概念の「体育」を超える広義の社会文化的な概念として「スポーツ」が広く受け入れられている。「スポーツ」が憲法における身体活動の価値と権利を保障する枠組みとして合理的かつ妥当かは議論の余地がある。しかし、「スポーツ」という用語は「体育」と近接した概念で使用され、身体活動を伴う手段という側面で身体活動とスポーツ、運動を網羅する用語として使用することができるだろう。具体的には「スポーツ」は生命を持った存在としての人間の個人が自発的な体の動きを介して自己実現と幸福を追求して行う諸行為として、身体的、精神的、社会的価値などを実現するために遂行するすべての身体活動、体育、運動などと規定できる。さらに、憲法的身体活動の自由と権利を明示的に表現する法律の名称も「スポーツ基本法」と定めることにより、現代スポーツのパラダイム変化にふさわしい地位を確保する必要がある。「スポーツ基本法」はスポーツと体育の分野を総括し、各業務領域を総合的かつ体系的に規律する基本法の位相を与える必要がある。また、現行の「国民体育振興法」、「生活体育振興法」、「学校体育振興法」、「スポーツ産業振興法」など、複数の体育関連法令の体系的な整備と改正が必要である。

3. スポーツ権に対する認識の拡散とスポーツパラダイムの転換が求められる。

自発的で意図的な身体活動と体育活動への参加はすべての人の権利であり、これを国家が保護しなければならない当為性が存在するが、まだ法はこれを明確に規定、提示できずにいる。むしろ、既存の国家主義的、集団主義的スポーツパラダイムは、すべての人々にスポーツが個人の幸福のための自由であり、権利であることを忘却させる効果を発揮してきた。「スポーツ」という言葉が社会や日常で高い頻度で使用され、その価値と効用性が十分に認知されており、「スポーツする権利」は、すべての人々にあるもかわらず、法制度がこれを規定できていないことは非常に残念なことである。身体的自由から来ている「スポーツする自由」を伴う法的、制度的枠組みが用意される必要がある。これを「スポーツ権」という基本権の用語で規定し、これに対する公共の認識を拡大するための社会文化的運動が必要な時点でもある。これらの次元で「スポーツ基本法」はスポーツ権を明示的に表現し、スポーツ権に対する認識の拡散を誘導することができなければならない。「スポーツ基本法」はすべての人々にスポーツ権がどのように保障され、関連政策がどのように推進されるかを示す役割を担うようになり、スポーツ政策の国家レベルの志向と意志が表現されるべきである。ただし、「スポーツ基本法」が規定する推進体系が本来の目的の達成に限界を見せながら、象徴的な水準で留まることを冷徹に警戒する必要も提起される。

4. 「スポーツ基本法」はスポーツ関連法令の模範として、その地位と実効性が確保されるべきである。

現在「国民体育振興法」を中心に一時法を含む現行の15個内外の体育関係法令は、変化する社会と時代に合致する価値と実用性を十分に包括しておらず、主に体育振興策に焦点を当てており、スポーツの時代的要求を積極的に受け入れられていない。これは、ほとんどのスポーツ関連法が立法当時の必要性によって個別的分節的、散発的に制定されたため、それによって他の法律との体系的、内容的バランスの配慮が不足した中で形成されたためと思われる。

身体活動の基本権を扱う体育関連の法律には体育分野を統括する原則が存在しなければならず、国が行う業

務領域を体系的に規律する模範を必要とする。

「スポーツ基本法」は憲法と時代に合ったスポーツ憲章の位相と形式を備えなければならない。今日の韓国社会が要求するスポーツの理念と目的を規定し、国家及び地方自治団体の責務、スポーツ権保障と確立に必要な政策の方針などを規定しなければならない。スポーツ権が憲法で保障される基本権のうちの一つであることを強調し、スポーツ権を介して他の基本権を確保することができる経路を規定しなければならない。特に「スポーツ基本法」は関連法を総括する模範の形態と位相をとらなければならない。スポーツ関連政策と基本計画などのスポーツ振興と活性化に寄与するすべての法令を総括的に規定しなければならない。「スポーツ基本法」は効果的政策実行の手段としても機能することができる。

スポーツ振興と活性化に必要な政策手段を規定して関連主要政策及び事業の課題を提示する必要がある。

III 現行の体育関連法制の現状と限界

1. 現行の体育関連法制の現状

現行の体育関連法令は 1962 年に制定された「国民体育振興法」をはじめ、「体育施設の設置・利用に関する法律」(1989 年制定)、「競輪・競艇法」(1991 年制定) など、現在約 15 個前後の法令が存在する。ほとんどの法令は 2000 年代半ば以降に制定されたもので、「スポーツ産業振興法」(2007 年制定)、「テコンドー振興とテコンドー公園造成等に関する法律」(2007 年制定)、「伝統武芸振興法」(2008 年制定)、「シルム(相撲)振興法」(2012 年制定)、「国際競技大会支援法」(2012 年制定)、「学校体育振興法」(2012 年制定)、「生活体育振興法」(2015 年制定) などがそうである。また、特別法と支援法の形で「2011 大邱世界陸上選手権大会、2013 忠州世界ボート選手権大会、2014 仁川夏季アジア競技大会、2014 仁川障害者アジア競技大会と 2015 光州夏季ユニバーシアード競技大会支援法」、「フォーミュラワン国際カーレース大会支援法」、「2013 平昌冬季スペシャルオリンピック世界大会支援法」、「2015 慶北聞慶(ムンギョン)世界軍人体育大会支援法」、「2018 平昌冬季オリンピック大会と障害者冬季オリンピック大会支援等に関する特別法」などが時限立法として存在する。

2. 現行体育関連法の限界と争点

1) 体育関連法令体系の限界

現行体育法は体系的に構造化されて制定されなかった基本限界を抱えている。個別の法律は当該法律が扱う各分野のスポーツ現場で緊急に要求される事項を法的に規律する必要によって制定された。制定後は当該分野の事業拡大など、必要によって随時繰り返し改正が行われた。これは体育関連法全体との調和を成してバランスのとれた各法が制定・改訂されなかったことを意味する。これにより、法律間の位階構造の中に一つの一貫性ある体系を備えていないし、法律は現実的な問題の解決の手段としてのみ作用した。「生活体育振興法」の場合、体育団体統合の過程で国民生活体育会が不利益を受けないようにする目的で制定され、体育団体統合後は実際の法的実効性が微弱になった。

法令の名称でも関連法体系の不均衡が如実に表れている。振興法の場合、国民体育、生活体育、学校体育振興法が存在していると同時にテコンドー、シルム(相撲)、武芸など特定の種目を振興させる別の法令が散発的に存在する。国のスポーツパラダイム設定と支援責務を規定する法律は必要不可欠な単位と段階を含み、これを法体系構成の基本的な枠組みにする必要がある。例えば、国はスポーツの専門家やスポーツ人材

についての規制、スポーツ財政の確保と運用の規制、国際社会貢献と役割等についての規定など、現存する体育法が散発的に含んでいる主な内容と問題を再び体系的に整備しなければならない。これはスポーツの領域で関連法令の体系を再確立する必要があることをよく示している。

2) スポーツの価値と志向点設定の限界

「国民体育振興法」は「国民体育を振興して国民の体力を増進し、健全な精神を涵養して明るい国民生活を営むようにし、さらに体育を通じて国威宣揚に資すること」を目的とする。この規定は1982年に全面改正を通じて「国威宣揚」が追加されたもので、現在までに変わらず続いている。「国民体育振興法」は、現在の国家レベルでの体育関連法令に最も高い地位を占めているといえる。しかし、この法律の目的は多分に体育の機能的手段の成果目標提示にとどまっている。スポーツや体育を通じて人に必要で有用な価値を堅持し、それによる様々な肯定的な効果と一緒に提示できていない。体育関連国家最高法令が体育の手段と目的だけを提示することは重大な限界と言える。

「国民体育振興法」は体育やスポーツの重要な価値と国家スポーツ政策の理念などを規定できていない。国がどのような目標点と志向点を持って政策と施策を追求するかの方針が設定されていないのだ。この法律はまた、「すべての人の権利や国の責務」を規定していない。ただし、この法律の第3条（体育振興施策と推奨）は、「国家と地方自治団体は国民体育振興に関する施策を用意して、国民の自発的なスポーツ活動を推奨・保護及び育成しなければならない。」と規定することにより、国と地方自治体の義務を振興施策と推奨で表現している。最近、反ドーピングに関する事項を追加したことを除いて、スポーツにおける人権保護と増進、倫理的公平性の確保、スポーツの価値の拡散などの重要事項はまだ反映されていない。

「国民体育振興法」をはじめ現存する体育法は、憲法が保障する基本権を裏付ける具体的な内容を含んでいない。スポーツで扱われるべき人権、学習権、平等と差別禁止、普遍的参加権とアクセス権、労働権、環境や安全など様々な価値と機能の規定と理念は見当たらない。2015年に制定された「生活体育振興法」は、第3条（国民の生活体育権利）と第5条（国家等の責務）でそれぞれ国民の権利と国家の責務を規定している。この法律は国民の生活体育の権利を含め、「①すべての国民は、健康な身体活動と健全な余暇のために生活体育を楽しむ権利を有する。②すべての国民は、生活体育についていかなる差別も受けず平等に享受することが必要である。③国家及び地方自治団体は、国民の生活体育権保障のために努力する義務を負う。」と規定している。他の法令に比べ一歩前進した規定を内包しているが、すべての人のスポーツ権に関するより綿密な規定を設ける必要がある。

3) スポーツ権確保のための基本法制定の争点

「基本法」を制定、又は「基本権」を保証する法律の生成は、大きく2つの経路を介して可能である。まず、現行の「国民体育振興法」を全面改訂して「基本法」化して他の関連法の改正を推進する方式である。第二に、現存する法律とは別に、「スポーツ基本法」を制定し、その後、現存関係法令を改正する方式である。それぞれの案には、以下のような長所と短所を含んでいる。

(1) 「国民体育振興法」の改正を通じた「基本法」化

現在の「国民体育振興法」を改正して基本法の性格化し、必要な価値と理念、目指すところを規定する方法で、現行法体系を維持し体育関連法との連携を維持するために有利であると言える。日本の場合、この方式を採用して「スポーツ基本法」を制定した事例だ。現在の法を全面的に改正することにより、比較的時間と労力のコストが削減される利点を有する。しかし、現行の「国民体育振興法」は1962年9月17日制定

公布された後、27回の改正で体系と内容の一貫性が不足している状態であり、この法律の改正だけで時代や社会状況に対応し、スポーツ権を基本権に昇華させるには限界があると評価される。法体系の一貫性と統一性が相当部分毀損され、例えば、政策執行（エリート、生活、障害者体育など）のための条文と「スポーツ財政確保」「体育団体」関連条文が混在した状態で基本法としての地位を確保する難しいと評価される。また、同法の改正だけで体育関連の法律との関係で優位を占めることができるかについて疑問が残る。したがって、体育関連法を総括する「スポーツ基本法」の制定を基本としながら関連の法律の改正を並行して推進する必要が提起される。

(2) 「スポーツ基本法」制定

この案は「国民体育振興法」とは無関係に、スポーツ関連法令間の位階性を強化し、憲法が保障する人の権利を担保する法を制定する方式である。ただし、この方式の採用は、既存の法律の整備を必要とし、特に、重複を避け、体系を整えるための努力と企画を必要とする。この方法で制定された基本法は、スポーツ関係法令を総括する優越的地位を確保することができ、一貫性のある継続的なスポーツ政策を設けて実施することができる。憲法で保障される基本法が提示する「すべての人の権利と国家の責務」を明確に設定することができるということもメリットである。

逆に「スポーツ基本法」の制定は、他の関係法令の改正を必ず伴うものであり、これにより時間が相当かかると予想される。また、基本法の宣言的条文が実効性と強制性を低下させることがあるという懸念も存在する。それでも長期的で未来志向的観点から、より体系的かつ構造的なスポーツ関連法令体系を構成する方法としては、優先的に考慮されるのが好ましい方法であることは明確に見える。

(3) 「体育」と「スポーツ」の定義

現行法令において体育とスポーツはさまざまな定義される。「国民体育振興法」は「体育」を「運動競技・屋外運動などの身体活動を通じて健全な身体と精神を養い余暇を善用すること」と定義する。「スポーツ産業振興法」は「スポーツ」を「健康な体を育て、健全な精神を涵養し、質の高い生活のために自主的に行う身体活動を基盤とした社会文化的行態」と定義する。「生活体育」は「国民体育振興法」で「健康と体力増進のために行う自主的かつ日常的な身体活動」と規定される。辞書的にスポーツは「競争と遊戯性を持った運動競技の総称」と定義され、「体力鍛錬や一定の規則の試合での競争やレジャー活動のための身体活動の総体」と提案されたりもする。1)

法的定義という観点から用語の定義は、主体、手段、目的、背景などを含む説明であると言える。スポーツを規定するためにはスポーツの重要な要素を見なければならないが、スポーツはまず人間の身体活動に基づいてするという特徴を持つ。スポーツは競争と試合を伴うこともあり、同時に非競争的な非競技の形をとることもある。スポーツは自発的な参加を前提とし、人間の尊厳と自由、平等を保障する目的を持つ。スポーツは個人や集団が一緒に行うことができ、これはスポーツが最終的に個人と共同体の幸せと発展を目指すことを意味する。この点から見ると従来体育とスポーツの定義と規定は、拡張された身体活動の概念と要素、目的のすべてを含んでいない。憲法の価値と基本権の概念に基づいたスポーツの定義が必要であり、生命を持った存在としての人間が「体の自由」を実現するために実行する一切の物理的な活動および演劇という特性を完全に表わすことができる法律的、言語的概念の定義が要求される。これらの身体活動によって個人が自己を実現し、幸せを追求するという点、そしてこれにより、個人と共同体の身体的、精神的、社会的福利と健康を促進する活動という点で表現される必要がある。このような人間の行為の外的表現方式は、身

体活動、スポーツ、運動、競技など多様に表われる。以上の内容を総合してみるとスポーツは、生命を持った存在として人間が自発的な体の動きや表現活動を通じて自己実現と幸福を追求し、さらに身体的・精神的・社会的健康と福利を実現するために行うすべての身体活動、体育、運動として定義することができるだろう。

4) 日本の「スポーツ基本法」事例検討

日本の「スポーツ振興法」は1961年に制定された。この法律の第1条は「スポーツの振興に関する施策の基本を明確にしながら、さらに国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与するため」とその趣旨を明らかにした。しかし、この法律の第3条2項は「この法律に規定するスポーツ振興に関する施策は、営利のためのスポーツ振興をするためのものではない。」と規定した。該当法がプロスポーツとは無関係であることを明示したものだ。法律は1964年に東京オリンピックの開催を控えて速やかな関連法の制定の必要によって作られ、これにより、スポーツ権など普遍的な基本権概念を保障するには、生まれつきの限界を抱えている。

「スポーツ振興法」の限界は日本でもスポーツ基本法制定の必要性についての動きとなった。2007年8月に遠藤利明文部省副大臣は『「スポーツ立国」ニッポン - 国家戦略としてのトップスポーツ』文書を提示し、スポーツ庁設置、新スポーツ振興法の制定、文化庁レベルのスポーツ予算(約1,000億円)の確保などを主張して社会的反響を起こした。当時東京都で東京オリンピック誘致のための活動が進行中であり、これは政界の関心を引くのに十分だった。日本の国会では超党派のスポーツ議員連盟が構成されて、政府の「スポーツ立国戦略」が2010年8月に策定された。その結果、スポーツ基本法案が2011年6月の衆議院本会議において全会一致で可決され、同じ月に参院本会議において全会一致で可決され、法律が制定された。

その後、日本は「スポーツ振興法」を全面改正して「スポーツ基本法」を制定した。前文ではスポーツの価値と本質的意義に沿ってスポーツに関する施策を国家戦略に設定して、国の政策の核心課題として推進する必要があることを明示した。前文に含まれている主要な価値としてスポーツの普遍的価値と公的意義、スポーツの教育的価値、スポーツを通じた国際交流、人類平和実現、国際社会参加と国家アイデンティティの確立、スポーツを通じた社会人的資源の開発、体力と健康増進、産業振興を通じた経済活性化、地域振興などの内容を盛り込んでいる。また、スポーツが世界共通の人類の文化であり、人間に必要不可欠なものであることを示し、スポーツを「する」、「見る」、「支える」スポーツに分け、包括的観点の必要性を提起した。日本の「スポーツ基本法」は目的と基本理念、スポーツの定義、国家地方公共団体やスポーツ団体などの責務、法制定上の措置、スポーツ基本計画に関する事項、基本的施策に関する事項等を含んでいる。

IV. 「スポーツ基本法」の制定と内容

1. 「スポーツ基本法」制定

以上のような検討と判断に基づき、委員会は私たちの社会でも憲法的価値を担保するとともに、現行の体育関連法令を総括して模範としての地位を持つ新たな「スポーツ基本法」の制定が必要であると見て、政府と国会がその立法のために積極的に乗り出すことを勧告しようとする。この方案は位階を通じた法律体系を確立するという意味で国民のスポーツ政策の持続性と一貫性を確保するのに有利であるという長所を持っている。何よりも、スポーツはすべての人の基本的権利であることを明確に明らかにし、これを保証するために国と地方自治体、そしてスポーツ団体の責務を明確にする新たな法的枠組みが確立されるという点で、

その意義は小さくないと言える。ただし別途の基本法制定の過程で、既存の法律との冗長性などの問題が発生することがあり、これに対する体系的調整と整備が必要である。スポーツ関連法体系の整備のためには、「スポーツ基本法」を模範として制定し、以下「国民体育振興法」、「スポーツ施設法」、「スポーツ産業振興法」、「国際競技大会支援法」などを改正することができる。

2. 「スポーツ基本法」の主な内容

1) 目的、理念、正義、原則

(1) 法の目的

スポーツに関するすべての人の権利と国家及び地方自治団体の責任を明確に定め、国民のスポーツ政策の方向とその推進に必要な基本的な事項を規定することにより、すべての人のスポーツ享受の機会を高め、さらにスポーツを通じて健康と幸せな生活を営むことができるように支援することを法の基本的な目的とすることが望ましい。

(2) 基本理念

スポーツは、人間の尊厳、差別禁止、生命尊重の価値を目指し、そのために、すべての人のスポーツについての権利、すなわちスポーツ権が積極的に保護され、強化されるべきことはもちろん、スポーツや身体活動の幅広い参加を介して個人の幸福、人々との結束、地域社会と共同体の民主的発展、人類の文化と平和の推進を追求するという点が法の基本理念として明記されるべきである。スポーツはすべての人々の健康な生活に本質的に重要な要素であることを確認し、これによって国と地方自治体、スポーツ団体などが、スポーツ活動で人々が性別、年齢、宗教、信条、人種、身分、経済的または物理的な条件などを理由に差別されず、公正に参加する保証を受けられるように、スポーツ政策や施策に反映されるようにする内容が基本理念の要素として明示されるべきである。法律は現段階の韓国社会が必要とする新しいスポーツパラダイムを提示し、現在および将来のスポーツ価値と文化を担保することができる内容で構成されなければならない。

(3) 定義

①スポーツ：スポーツは「命を持った存在として人間が自発的な体の動きや表現活動を通じて自己実現と幸福を追求し、さらに身体的・精神的・社会的健康と福利を実現するために行うすべての身体活動、体育、運動」と定義することができる。

②スポーツ権：スポーツ権は「スポーツに関してすべての人が享受して保証されるべき基本的権利」と規定することができる。現行憲法はスポーツ権を別の規定として明文化していないが、憲法の基本価値と多様な基本権条項を総合的に検討してみると、スポーツ権も憲法的基本権の一つとして積極的に概念化する必要がある。基本的人権の一つの範疇としてスポーツ権は、人間の自発的な身体活動の自由実現を中心とする自由権的側面はもちろん余暇善用、健康増進、職業の選択、学習権、社会的適応など社会権的側面も内包している。

(4) 基本原則

国及び地方公共団体は、スポーツ政策の樹立と執行において原則に基づく諸施策を講じなければならない。スポーツ活動と参加に伴う個人の選択と自律性を尊重し、多様性、アイデンティティ、民主性を保証しなければならない。人権が確保された基であらゆる差別と差等のない平等なスポーツ政策と施策を用意し、享有と福祉的次元でのスポーツを実現させなければならない。これは民主主義の価値と手続きを収容する方

式でなければならない。国と地方公共団体はこれを制度的に保障し、その条件と環境を用意しなければならない。個人のスポーツ文化の力量は、国の体系的で、一貫性があり、継続的なサポートに基づいている。個人のスポーツ文化力量は、国際社会での役割を増進させ、補助するためにも有用である。

2) すべての人の権利と国家の責務

(1) すべての人の権利

すべての人は差別なく平等に、さまざまな方法でスポーツに参加し享受することにより、幸せな生活を営む自由と権利を有する。すべての人はスポーツ参加者として、スポーツ文化の生産者であり、同時に消費者である。スポーツの生産から消費に至るまでの過程と結果はすべての人の幸福と福祉につながらなければならない。人々はスポーツに参加するために必要な情報と知識、設備、安全と環境、スポーツトレーニング、財政支援などを受ける権利を有しており、スポーツ団体の組織やスポーツ活動と享受のための健康権とアクセス権なども保証されて当然だ。スポーツで生産された多様な形態の産物も権利として理解されるべきである。

(2) 国の責務

国は、人々が享受するスポーツのアイデンティティ、多様性、自律性、民主性などを確保して、スポーツの参加と活動を高めるためにスポーツ振興計画を策定し、これを施行する責務がある。地方自治体は、地域の特性を考慮して国の振興計画に基づく地方自治体の計画を策定する責務を負う。これは△スポーツ関係法令や条例などの法的基盤を構築して整備する責務、△スポーツ行政組織を設置して、効率的に運営・監督する責務、△スポーツ人権と倫理と公正性を確保する責務、△運動選手の学習権を保証し、スポーツ専門人材の処遇を確保する責務、△スポーツ振興に必要な財源を確保する責務、△スポーツ安全管理と環境保護の責務等を含んでいる。

3) スポーツパラダイム転換と参加を促進するための国家戦略

(1) スポーツパラダイム転換のための方策

国と地方公共団体は、スポーツ権が保障されるスポーツ参加と活動を尊重し、これを裏付ける支援と条件を用意しなければならない。人権をはじめとするスポーツの価値が具現される必要があり、すべての人の参加を促進させることができなければならない。個人の幸福、社会文化と共同体の発展、国際交流と人類の文化への貢献もスポーツ戦略の構築の重要な原則として扱われるべきであり、「スポーツ基本法」はこれを適切な内容と水準で規定しなければならない。スポーツパラダイムは人類の普遍的価値を志向し、世相を反映して人々のニーズを満たし、最終的にスポーツを通じた個人と社会の発達と進歩に影響を及ぼす事のできなければならない。

(2) みんなのスポーツ参加を促進するための国家戦略と施策

スポーツ参加を促進するため、国と地方自治団体は次のような戦略を策定し、その施策を用意しなければならない。

まず国は、スポーツ人権の確保とスポーツ参加を促進するために必要な施策を積極的に講じなければならない。第一に、スポーツ分野の人権保護と促進の任務を戦略的、立体的、統合的な観点から行うスポーツ人権機構の法的設立根拠を規定する。スポーツ人権機構は、委員会が1次勧告で明らかにしたように独立（自律）性、専門性、信頼性の原則に基づいて、スポーツ性暴力などの被害者に対する保護及び支援サービスを提供し、さらにスポーツ分野の人権と平等を促進するための立体的な活動を行う専門組織である。スポーツ

人権機構の具体的な形態と位相は、政府と関係機関間の協議を経て決定する事案や、いかなる場合にも上記のような基本的位相と性格を付与しなければならない、必要に応じて「スポーツ基本法」により同機構の法的設置根拠を明確にする必要がある。

第二に、女性、障害者、高齢者など社会的弱者、少数者に平等なスポーツ参加を促進するため、体系的支援政策と施策を用意しなければならない。スポーツの分野に存在する性差別、障害差別、年齢差別、人種差別などの問題を解消し、様々な集団のスポーツと身体活動への参加を促進するための国家的次元の戦略と行動計画の策定、実行が要求され、これを裏付けるための法的根拠と基本内容が「スポーツ基本法」に規定される必要がある。第三に、スポーツ活動や環境において健康と安全を確保するための施策を用意しなければならない。国民の健康権を促進し、活力ある福祉国家維持の次元でスポーツや身体活動の重要性が世界的に強調されており、そのための政府の基本的な政策の方向と課題が「スポーツ基本法」に適切な形で含まれている必要がある。特に、韓国をはじめとする多くの国が 2030 年代以降、超高齢化社会への進入などが予想される中、国連と OECD などの国際機関は、高齢者、女性、障害者など、様々な集団のスポーツおよび身体活動への参加を拡大する方針を実行するように個々の政府に勧告している。また、みんなのためのスポーツ実現のために安全なスポーツ環境を造成するための体系的政策作りが求められ、関連内容が一緒に法律で記述される必要がある。

一方、国と地方公共団体はスポーツ専門人材の養成と活動のための基盤を造成し、必要な支援を用意しなければならない。国は、スポーツ専門人材の養成、教育と再教育、資格検定、配置、支援などを保証する政策と施策を用意しなければならない。スポーツの持続的かつ安定的な発展、健康スポーツ文化の形成、スポーツ基本権の確保と増進を現場で実行する主体は、スポーツ専門人材でなければならない。専門人材の養成と管理は体系的かつ一貫性があり、中長期的国家政策の基調の上で実行される必要がある。専門人材の社会的需要と諸能力は継続的に監視する必要がある、時代と環境に適合できるように、彼らが再教育されて配置される必要がある。公共スポーツの活性化とスポーツの公益性を高めるためには、必須で最小限の専門人材の能力と機能が伴う必要がある、これは国家的次元で管理運営されるべきである。スポーツ専門人材の養成と管理は国の責務である。

また、国及び地方自治団体は国民のスポーツ享受とスポーツ振興のための法令、制度、人材育成、スポーツクラブの育成、スポーツ教育、文化交流、環境づくりなどに必要な研究、調査、開発を奨励して実施しなければならない。このため、国はスポーツ研究開発のための研究機関の設置と支援体系を用意しなければならない。スポーツ研究機関は汎政府的な研究テーマの発掘と活動の保障を受けなければならない、これはスポーツが一介の部署の行政手段や観点でその研究能力が制限されてはならないということの意味する。特に新しいスポーツパラダイムの絶え間ない議論を形成させるのに主導的でなければならない、新たなスポーツ文化の形成に必要な学術制度の戦略的方策を提示するシンクタンクの機能も実行する必要がある。スポーツの価値と実用性がますます拡大して、人間の肉体的、精神的生活の質に影響を与えることを考慮し、4 次産業と情報化社会の中で他の領域との関係を設定して機能するために必要な内容を先導的に研究して開発しなければならない。スポーツが個人の身体活動を超え、現在および将来の社会の健康、医療、保健とも連結されており、教育政策、福祉政策、環境政策とも連結される。スポーツ研究機関のすべての研究テーマと内容は、個人や組織を超え、国家的次元と水準として準備され運営される必要がある、従って国の責務である。

この他にも、すべての人のスポーツ参加を促進するために、様々な局面での基盤が用意される必要がある、

主な施策は以下のように提案できる。

- ① 国及び地方自治団体は、スポーツ享有と振興のための体育団体、スポーツクラブの育成と支援のための施策を用意しなければならない。
- ② 国及び地方自治団体は、すべての人のスポーツ活動に必要な施設設置と利用に関する施策を用意しなければならない。
- ③ 国及び地方自治団体は、スポーツ情報化に関する施策を策定し、スポーツ情報化のための施策を用意しなければならない。
- ④ 文化体育観光部は、体育団体とスポーツ器具などの記録物の管理・監督をしなければならない。
- ⑤ 国と地方自治団体は、スポーツ産業の振興のために必要な施策を樹立施行する。
- ⑥ 文化体育観光部は、プロスポーツの育成に必要な施策を樹立施行する。
- ⑦ 国と地方自治団体は、スポーツ活動に参加する国民の安全とスポーツ施設などの安全管理のための施策と支援策を策定・施行しなければならない。
- ⑧ 国は、スポーツの価値の拡散のために体育大会と国際交流の必要な施策を講じなければならない。
- ⑨ 国と地方自治団体は、スポーツ施設の設置運営が自然環境と生活環境に害を及ぼさないように考慮しなければならない。

4) 政策の推進システム

国と地方公共団体は、樹立された政策を円滑に遂行するための推進システムを用意しなければならず、これは国家のスポーツ政策を設定して議決するガバナンスの構成と運用を含めてスポーツ基本計画の策定、財源の組成を意味する。

まず、国家スポーツガバナンスを構築するためには、文化体育観光部、教育部、女性家族部、保健福祉部など、個々の省庁レベルの政策樹立及び執行の構造を越える汎政府的統合スポーツ政策推進機構の設立が要求され、そのために委員会は（仮称）「スポーツ政策委員会」のような機構の新設案を政府が積極的に検討する必要があると判断する。スポーツ政策委員会は、△すべての人のスポーツ権を保障するために政府と地方自治体などの主要施策を評価・点検し、△スポーツ振興計画の策定・調整等に関する事項を審議し、△スポーツ関連政策を総括調整するなどの基本的な任務を遂行することができるだろう。現在、国内のスポーツ分野の政策樹立及び執行権限と責任は、複数の省庁に分散して運用されていることで重複的であったり、または混乱が頻繁に発生しており、改善が要求される。例えば、教育現場での学生選手の育成、授業欠損と学習権の保障、学校運動部運営の正常化、体育特技者制度など入試政策の再確立はもちろん、一般の学生のスポーツ参加を促進し、体育の授業の改善案、体育施設の問題、指導者処遇改善などの課題は、汎政府の関心事項として対処することが必要である。スポーツ革新委員会が企画財政部、教育部、文化体育観光部、女性家族部、国家人権委員会と一緒に構成された理由もここにある。スポーツ政策委員会は個々の省庁傘下の機関ではなく、政府全体レベルでのスポーツと身体活動政策やプログラムを戦略的、有機的な観点から総括、調整、審議する機構として、適切な位相と権限、任務を与えられなければならない。この点について「スポーツ基本法」で、必要な法的根拠と規定を提供することが望ましいと判断される。さらに、国のスポーツ政策のガバナンスは、民主的で透明で合理的な構成と運営に基づかなければならない。

第二に、スポーツ関連政策の主務省庁である文化体育観光部長官は、スポーツ振興のために定期的にスポーツ振興基本計画を樹立・施行しなければならない。スポーツ振興基本計画は、スポーツ振興の目標と方向、

基本政策の方向、スポーツの進行のための法令制度の用意など基盤造成に関する事項、スポーツの権利と人権伸長に関する事項、分野別スポーツ振興政策、スポーツ活動を通じた国民の生活と質の向上のための施策に関する事項、スポーツ施設の組成と活用安全に関する事項、スポーツ人材養成と教育の活性化に関する事項、スポーツ政策に関する調査研究と開発に関する事項、スポーツ振興のための財源調達と運用に関する事項、スポーツ文化の保存に関する事項などを含めることができる。地方自治団体長は、基本計画に基づいて、毎年スポーツ振興のための実施計画を策定しなければならない。

最後に、国と地方公共団体はスポーツ振興のために必要な財源を用意して執行するために必要な施策を講じなければならない。予算を伴う永続性が担保されるべきスポーツ政策を樹立する場合、これを保証する法制度を設けなければならないのは当然であり、国はこれをスポーツ権確保の重要な責務と考えるべきである。

V. 結論

スポーツはすべての人の基本的権利である。これは憲法が保障しており、憲法的価値と精神に合致する。国際オリンピック委員会をはじめとする国際機関と団体なども、すべての人間が差別と偏見なしにスポーツ活動に参加して楽しむことができなければならないことを明示している。しかし、既存の体育関連国内法令は、すべての人のスポーツ権及びこれを保証する国の責務に関する規定が含まれていない限界を抱えており、長期にわたる累積的、破片的法令改正により、法体系の合理性の面でも欠陥を見せており、スポーツの分野の基本法の制定と関連法令の総合整備の課題が提起されている。何よりも、スポーツの価値と理念は常に変化しており、これを合理的に受け入れて未来志向のスポーツ政策のパラダイム転換を明確に提示する必要がある。また、スポーツや身体活動の個人の自由参加を保障し、スポーツが持つ個人的、教育的、共同体的価値の実現を確保するために、政府と公共機関が実践しなければならないスポーツ政策の基本方向と内容、推進体系などを明確にする必要がある。以上の論拠に基づいてスポーツ革新委員会は「スポーツ基本法」の制定が早急に行われなければならないと判断し、大韓民国政府と国会にこれを強く勧告するものである。

2019年6月21日

文化体育観光部 スポーツ革新委員会

委員長	ムン・ギョンナン
委員	キム・フオボク
委員	リュウ・テホ
委員	ベ・ボクジュ
委員	ソ・ジョンファ
委員	ソ・ヒョンス
委員	ウォン・ミンギョン
委員	イ・デテク
委員	イ・ヨンピョ
委員	イ・ヨンス
委員	イ・ヨンシク
委員	ジョン・ヨンチョル
委員	ジョン・ユンス
委員	ハム・ウンジュ
委員	ホン・ドクキ

資料提供：体育市民連帯 ソウル市 瑞草区 瑞草洞 1485-3 슨ジョン빌 305号

체육시민연대 서울시 서초구 서초동 1485-3 승정빌딩 305호

Tel : 02-2279-8999、E-mail : sports-cm@hanmail.net

ホームページ： <http://www.sportscm.org/>

日本語訳：佐藤好行 新日本スポーツ連盟 国際活動局 韓国担当 jr1fep@gmail.com